

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 様  
定期巡回サービス連携訪問看護ステーション等 管理者 様

加古川市 介護保険課長

定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業の実施について（照会）

日頃より高齢者福祉の円滑な推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県では、中重度の要介護者高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、日中・夜間を通じ24時間、定期の巡回と利用者の求めによる随時の訪問サービスを提供する定期巡回・随時対応サービスの普及を促進するため、標記補助事業を実施しています。

本市におきましても、定期巡回・随時対応サービスの普及・促進のため、随伴補助（県3/4、市1/4）を実施します。既に本市へご提出いただいた、県宛ての事業計画書の助成率を1/4に修正したものを送付しますので、事業計画書の内容に誤りがないかご確認のうえ、修正の有無についてご回答いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 補助事業の概要

(1) 目的

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する事業者に対し、単独の訪問看護の介護報酬との差額の一定額を補助する制度を設けることにより、訪問看護ステーションの定期巡回・随時対応サービスへの事業参入を促進するとともに、同サービスの対象者への必要性に応じた訪問看護の利用拡大を図る。

(2) 対象事業所

加古川市内で定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する

- ・定期巡回・随時対応サービス事業所<一体型事業所の場合>
- ・訪問看護ステーション（みなしの訪問看護事業所を含む）<連携型事業所の場合>

(3) 対象経費

定期巡回・随時対応サービスの訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の単価差の補正を図るための経費

(4) 補助額

対象事業所が要介護3以上の利用者に対して一定回数以上の訪問看護サービスを行った場合、助成単価に利用者数※及び利用月数を乗じた額に1/4を乗じて得た額（補助単価は、補助金交付要綱の別表参照）

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までに行った訪問看護サービスの提供を対象とする。

2 確認資料 事業計画書（別添様式1）をご確認のうえ、修正の有無についてメールにてご回答ください。

（E-mail：fuk\_kaigo@city.kakogawa.lg.jp）

3 回答期限 令和5年9月29日（金）

4 問合せ先 加古川市 介護保険課 管理係（担当：村上）  
TEL：079-427-9123（直通）